

山口県立大学法人化準備委員会審議結果報告書

山口県立大学の公立大学法人化に係る審議結果について、別紙のとおり報告します。

平成18年2月14日

山口県立大学法人化準備委員会委員

外部有識者	中野 勉	公認会計士
	横道 清孝	政策研究大学院大学教授
	江里 健輔	公立大学法人山口県立大学理事長予定者
教員代表	青木 邦男	山口県立大学教授
	藪本 知二	山口県立大学助教授
大 学	猪又 徹	山口県立大学長職務代理
	(岩田 啓靖	山口県立大学長)
	市村 孝雄	山口県立大学教授
	本廣 正則	山口県立大学事務局長
	(陶山 具史	山口県立大学事務局長)
県(設置者)	西村 亘	山口県総務部長 [委員長]
	瀬村 則夫	山口県総務部審議監

()は前任者

(審 議 状 況)

開 催 日	審 議 事 項
第 1 回 平成 1 7 年 2 月 8 日 (火)	法人化準備委員会の設置及び運営について 法人組織
第 2 回 平成 1 7 年 4 月 1 4 日 (木)	定款規定事項
第 3 回 平成 1 7 年 6 月 1 6 日 (木)	学長選考方法 定款(案) 中期目標 評価委員会
第 4 回 平成 1 7 年 8 月 1 1 日 (木)	人事・給与制度 評価制度 事務局組織
第 5 回 平成 1 7 年 1 1 月 1 2 日 (土)	財務会計 中期目標
第 6 回 平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日 (木)	中期目標・中期計画
第 7 回 平成 1 8 年 2 月 1 4 日 (火)	人事・給与制度 中期目標・中期計画

組織・運営制度

1 役員

理事長1人、副理事長(事務局長)1人、理事3人以内(副学長、学外理事2人)、監事2人
「役員会」は設置しない。

2 役員の任命

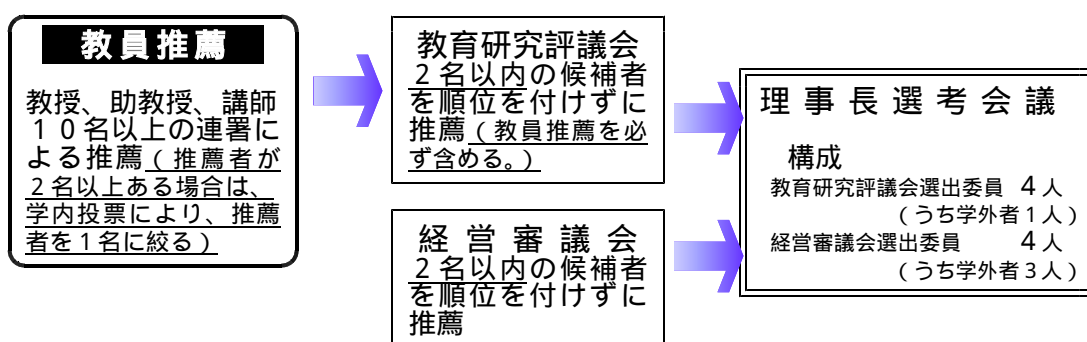
(1) 理事長

理事長は学長となる **理事長・学長一体型**

理事長は、理事長選考会議の選考により法人の申出に基づいて、知事が任命する。

* 法人成立後、最初の理事長の任命は知事が直接行う。(法人の申出を要しない)

理事長(学長)選考方法 従来の学長選挙は廃止



理事長解任審査請求 教職員の1/3以上の連署で理事長選考会議に請求

(2) 理事長以外の役員

副理事長及び理事は、理事長が任命する。監事は知事が任命する。

3 役員の任期

(1) 理事長

・任期4年(再任1回限り2年) 理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

* 法人成立後、最初の理事長のみ任期は2年 定款で規定

(2) 副理事長及び理事

・理事長の任期を超えない範囲内において理事長が定める。

(3) 監事 2年

4 審議機関

(1) 経営審議会

- ・法人の「経営」に関する重要事項を審議
- ・委員は、理事長、副理事長等10人以内(学外者1/2以上)

(2) 教育研究評議会

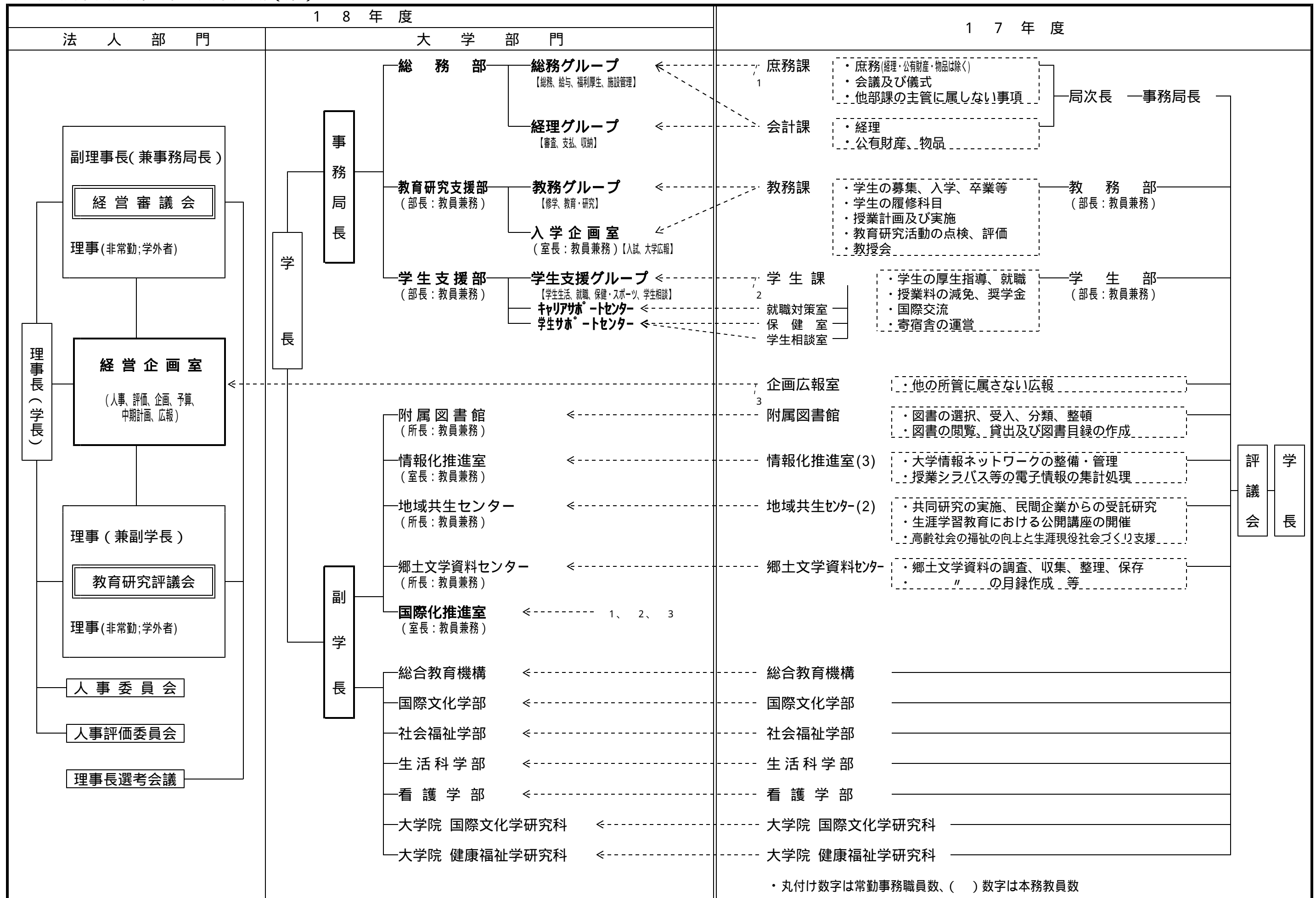
- ・法人の「教育研究」に関する重要事項を審議
- ・委員は、理事長、副学長等20人以内(学外者2人)

5 人事委員会

全学的視点に立って公正・適正な人事を行う機関として新たに設置。

- ・経営審議会から 3人(うち学外者2人)
- ・教育研究評議会から 3人

公立大学法人山口県立大学組織（案）



・丸付け数字は常勤事務職員数、()数字は本務教員数

人 事 ・ 給 与 制 度

【ポイント】

法人化（非公務員型）のメリットを最大限に活かした弾力的な制度
能力・意欲・業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組み
全学的な視点に立ち、公正性・客観性等が確保される制度

1 人事全般

(1) 人事委員会の設置

採用・昇任選考、人事の基準・手続の審議、不服申立ての審査等
教員採用候補者の教育研究業績審査は「教授会」に委任

(2) 指名方式による学部長の選任

教授会による選挙方式から理事長（学長）による指名方式に変更

選考に当たって、申出がある場合は、事前に現学部長、教授会代表者から意見を聴取

2 雇用制度

(1) 教職員の専門性の確保

教育 特定の任務に従事する専門職（特任教授、就職支援担当など）の創設
事務 民間企業経験者等の専門家採用（県職員の派遣は可能な限り短縮）

(2) 退職制度の見直し

人事評価制度と連動した早期勧奨退職・再雇用制度の導入

(3) 任期制の導入

専門研究員（地域共生センター）等を対象とした任期付き採用制度の導入

3 人事評価制度

能力・意欲・業績が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度の導入

目標管理による自己評価（目標達成度評価）と学部長等による職務行動評価（行動評価）

4 給与制度

人事評価結果が反映される給与システムの構築〔能力・業績主義の導入〕

勤勉手当への反映 昇給・昇格制度、手当等の見直し

給料への反映（教授）や年俸制等の検討（法人化後の検討事項）

多様な勤務形態に合わせた給与制度の構築

5 服務・労働時間

兼職・兼業の制度見直し、変形労働時間制の採用（教員）等

6 定数管理

運営費交付金の算定根拠にとどめ、法人の自律的な管理に委ねる。

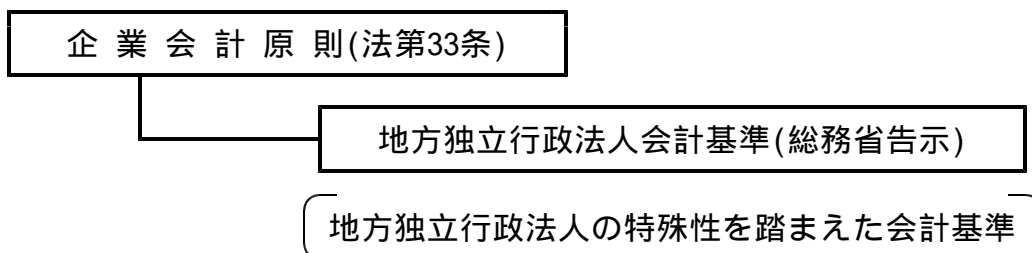
実施（導入）時期

原則として平成18年度から実施

人事評価制度は、平成18～19年度に試行 平成20年度に本格実施、
評価結果の給与制度等への反映は平成21年度から。

財務会計制度

1 会計基準



<参考> 企業会計と公会計の比較

区分	企業会計	公会計
主目的	決算による財産状況・運営状況の開示	予算とその執行状況の開示
認識基準	発生主義 〔現金収支に限らず、すべての収益・費用を把握・整理〕	現金主義 〔現金の収支(歳入・歳出)を基準として把握・整理〕
記帳形式	複式簿記	単式簿記
長期債務・財産の管理	貸借対照表により資産・負債等のストックの状況を総括的に示し、法人全体の財政状況を表示	債務負担行為、地方債、公有財産(基金や債権も含む。)などについて、個別に管理
統制機能	監事・会計監査人の監査、事業報告などによる事後評価	予算管理により、歳入歳出、長期債務、財産管理を事前統制

2 会計監査人監査

法の規定に準じて会計監査人による監査を導入

公立大学法人山口県立大学は、事業年度の開始の日における資本金の額を58億円程度と見込んでおり、政令で定める基準(100億円以上)には達しない見込みであるが、当面、第1期中期目標期間中、企業会計導入直後であり、財務処理の適正性を確保する必要があることから、会計監査人監査を受けることとする。

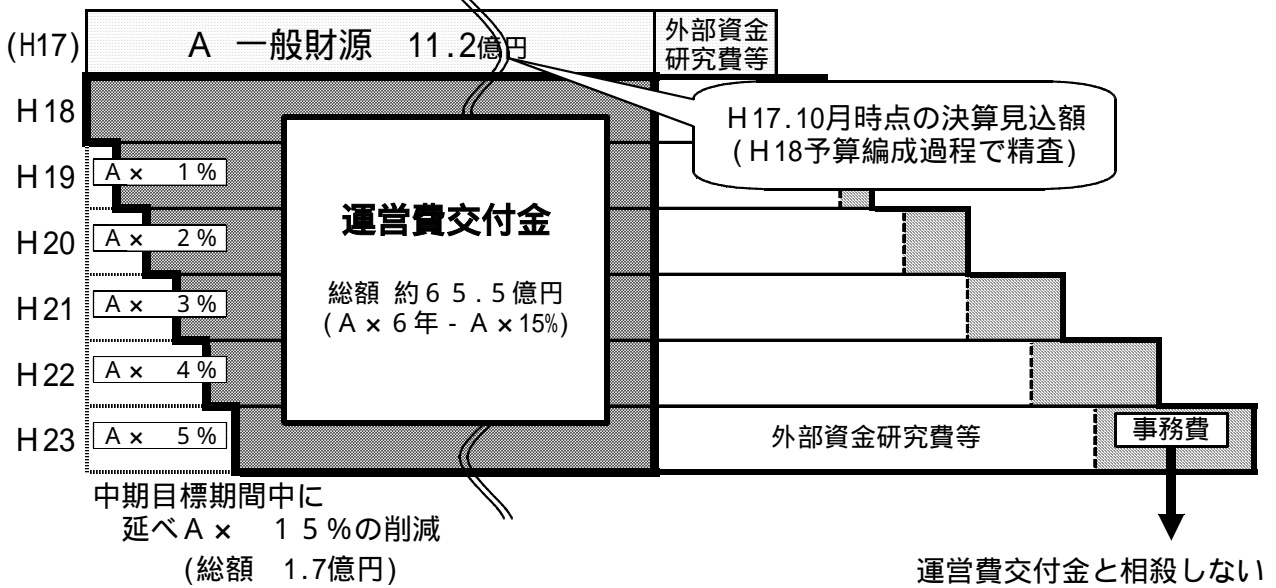
3 運営費交付金

(1) 算定の基本方針

<p>経費節減額(6年間) 平成17年度(最終)の一般財源見込額 × 15%(延べ) 自律的・効率的な業務運営の実現により達成すべき水準 各年度の運営費交付金 6年間の総額の範囲内で、法人の収支計画等を踏まえて各年度に決定 外部資金研究費の取扱い 外部資金研究費収入の増額確保を促す観点から、研究費収入のうち事務費相当額を運営費交付金と相殺することなく法人の自由用途とする。</p>

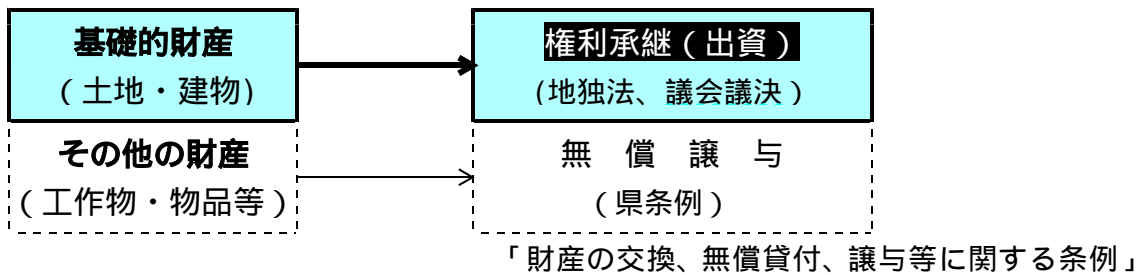
例外措置:退職給付費、派遣職員給与費、施設費、災害復旧費等は、別途措置

(2) 第1期中期目標期間中のイメージ



4 財産管理

(1) 県から法人への財産移管



基礎的 財産	土地	約 2.4 億円	約 5.8 億円 (県議会議決)	権利承継 出資
	建物	約 3.4 億円		
土地		127筆 (280,465.87㎡)	建物	
			54棟 (33,335.42㎡)	

(2) 財産取得・処分制限

区分	地方独立法人法の規定	公立大学法人山口県立大学の取扱い
財産の処分	条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、知事認可(議会議決)を受けなければならない。(法第44条)	7千万円以上の不動産(土地2万㎡以上)、動産、不動産の信託の受益権 → 知事認可 議会議決 7千万円未満のもの 事前協議 (県規則)
財産の取得	規定なし	法人規程に事前協議制度を創設 (1) 土地・建物の取得(大規模施設費・施設費・運営費交付金等で措置したものを除く。) (2) 寄附等に伴い法人に負担が生ずるもの

目標・評価制度

1 中期目標の作成方針

山口県立大学が「地域貢献型大学」として、社会から高い評価を受けることができるよう、法人に対し、「山口県立大学の在り方検討懇話会」提言の趣旨を踏まえつつ、大学改革の基本理念の具現化を促すものとする。

内容については、法人が、その創意工夫を発揮しつつ組織全体として自主的、自律的に業務運営の改善、改革に取り組むことを促す観点から、主に大きな方向性を示すものとし、法人運営の基本的な方針や重点的に取り組む事項を中心に記載する。

(注) 大学改革の基本理念：「教育研究の活性化」、「地域貢献、地域連携の強化」、「大学運営の効率化」)

2 中期計画の認可方針

中期目標を達成するために法人が作成する中期計画については、理念、目標の明確化、わかりやすさという視点も踏まえ、可能な限り、中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載するよう求める。

3 中期目標及び中期計画の構成

中期目標	中期計画
(基本的な目標)	-
1 中期目標の期間	
2 教育研究等の質の向上に関する目標 (教育、学生支援、研究、地域貢献等)	1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
4 財務内容の改善に関する目標	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
6 その他業務運営に関する重要目標	5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
	6 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画
	7 短期借入金の限度額
	8 重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときはその計画
	9 剰余金の使途
	10 その他業務運営に関する事項

4 中期目標・中期計画（案）の概要（主要事項骨子）

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>基本的な目標 （法人の目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術の教授研究 ・高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動の積極的な展開 <p>（第1期中期目標期間における取組の方向性） 法人が自主性、自律性を発揮してその目的の達成に資する成果を着実にあげていくための安定した体制、仕組の早期確立</p> <p>中期目標の期間 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間</p>	
<p>1 教育研究 （1）教育 大学が重点的に取り組むべき具体的な到達目標の設定 等</p>	<p>社会福祉士資格試験合格率 50%（平16:47.5%） 看護師国家資格試験合格率 100%（平16:97.7%） 管理栄養士資格試験合格率 100%（平16:97.2%） 英語を専攻する学生全員が TOEIC650点以上取得（新規） 就職決定率 100%（平16:95.8%） 等</p>
<p>（2）学生支援 学生支援体制の強化と支援内容の充実</p>	<p>学生生活の支援を行う指導教員（チューター）制度の確立 就職支援活動を行う専門の相談員の常駐 等</p>
<p>（3）研究 教員の研究活動の活性化の促進とその成果の普及</p>	<p>共同研究 年間3件以上（平16:0件） 受託研究 年間20件以上（平16:15件） 科学研究費補助金等 年間25件以上採択（平16:24件） 全ての教員が競争的研究資金に応募 等</p>
<p>（4）地域貢献 地域共生センターを窓口に、社会人が学習しやすい環境づくり等地域貢献活動を積極的に推進</p>	<p>全教員が年1回以上は公開講座等の地域貢献活動に参加 学生や教員の自主的な活動と地域をつなぐ情報の拠点としてのボランティアセンター窓口の創設 県北部サテライトカレッジの検討、都市部における夜間・週末のサテライト教室の開設の推進等</p>
<p>2 業務運営の改善 （1）運営体制の改善</p>	<p>法人経営に関する企画立案等を行う部署の設置など理事長（学長）を補佐する体制の整備 等</p>
<p>（2）教育研究組織の見直し</p>	<p>現行4学部6学科を3学部5学科に再編（生活環境学科の募集停止）（*19年度目途） 等</p>
<p>（3）人事の適正化</p>	<p>多面的で適正な人事評価制度の導入と給与システムの構築 等</p>
<p>3 その他 自己収入の増加 等</p>	<p>外部研究資金の獲得額を現在の2倍（平16:37百万円） 等</p>

5 評価制度

(1) 評価を行う際に考慮すべき点

- ア 社会一般にわかりやすく大学の状況を示すことができる評価とすること。
- イ 大学の過重な負担とならない効率的な評価とすること。
- ウ 透明性のある評価とすること。

(2) 評価制度の内容

項目	内容
1 評価の種類	(1) 事業年度評価 各事業年度における年度計画の実施状況を調査、分析し、当該事業年度における業務全体について、総合的な評定を行う。 (2) 中期目標期間評価 中期目標期間(6年間)終了後に、達成状況を調査・分析し、業務実績の全体について、総合的な評定を行う。
2 評価の方法	(1) 項目別評価 法人による自己評価 評価委員会による大項目別の評価(法人自己評価の検証を含む) (2) 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人業務全体の実績評価について、年度計画・中期計画を総括する。
3 先行評価	次期中期目標・中期計画の策定及び運営費交付金の算定に、評価結果を適切に反映させるため、中期目標期間最終年度に、「中期目標期間評価」に準じた先行評価を行う。